

【閱覽用】

令和5年5月12日提出

令和5年5月那須塩原市議会

臨時会議議案

那須塩原市



令和5年5月那須塩原市議会臨時会議付議事件

議案番号	件名	主管
議案第56号	令和5年度那須塩原市一般会計補正予算(第2号)	総務部
議案第57号	那須塩原市新型コロナウイルス感染症に係る市民等の人権の擁護に関する条例の一部改正について	保健福祉部
議案第58号	契約の締結について	産業観光部
議案第59号	契約の締結について	産業観光部
議案第60号	契約の締結について	産業観光部
承認第1号	専決処分の承認を求めることについて〔那須塩原市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正〕	子ども未来部
承認第2号	専決処分の承認を求めることについて〔那須塩原市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正〕	子ども未来部
承認第3号	専決処分の承認を求めることについて〔那須塩原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正〕	子ども未来部
承認第4号	専決処分の承認を求めることについて〔那須塩原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業等の利用者負担に関する条例の一部改正〕	子ども未来部
報告第3号	専決処分の報告について〔令和5年度那須塩原市一般会計補正予算(第1号)〕	総務部
報告第4号	専決処分の報告について〔那須塩原市税条例の一部改正〕	総務部
報告第5号	専決処分の報告について〔那須塩原市都市計画税条例の一部改正〕	総務部
報告第6号	専決処分の報告について〔那須塩原市国民健康保険税条例の一部改正〕	総務部
報告第7号	専決処分の報告について〔損害賠償の額の決定及び和解〕	建設部
報告第8号	専決処分の報告について〔損害賠償の額の決定及び和解〕	建設部
報告第9号	専決処分の報告について〔損害賠償の額の決定及び和解〕	建設部

議案 第56号

令和5年度那須塩原市一般会計補正予算(第2号)

令和5年度那須塩原市一般会計補正予算(第2号)を別冊のとおり提出する。

令和5年 5月12日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

議案 第57号

那須塩原市新型コロナウイルス感染症に係る市民等の人権の擁護に関する条例の一部改正について

上記議案を提出する。

令和5年 5月12日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

那須塩原市新型コロナウイルス感染症に係る市民等の人権の擁護に関する条例の一部を改正する条例

那須塩原市新型コロナウイルス感染症に係る市民等の人権の擁護に関する条例（令和2年那須塩原市条例第45号）の一部を次のように改正する。

第1条中「に係る市民等の」を「に関して市民等の」に、「感染症に係る市民等」を「感染症に関して市民等」に改める。

第2条第3号を次のように改める。

(3) 市民等 市民並びに市内に通勤、通学、観光その他の理由により来訪する者及び事業者

第3条及び第4条第2項中「感染症に係る市民等」を「感染症に関して市民等」に改める。

第5条中「感染症に係る市民等の」を「感染症に関して市民等の」に、「感染症に係る市民等を」を「市民等を」に改める。

第6条第1項中「感染症に係る市民等」を「感染症に関して市民等」に改める。

第7条の見出し中「感染症に係る市民等」を「市民等」に改め、同条第1項中「感染症に係る市民等」を「感染症に関して市民等」に改め、同条第2項中「感染症に係る市民等が」を「感染症に関して市民等が」に、「感染症に係る市民等か

ら」を「市民等から」に改め、同条第3項中「感染症に係る市民等」を「感染症に  
関して市民等」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案 第58号

契約の締結について

次の契約を締結するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求める。

令和5年 5月12日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

- |          |   |
|----------|---|
| 1 契約の目的  | 道の駅「明治の森・黒磯」青木ふるさと物産センター再整備<br>新築工事                                 |
| 2 契約の方法  | 条件付一般競争入札   |
| 3 契約金額   | 405,900,000円  |
| 4 契約の相手方 | 那須塩原市高砂町5番12号<br>石川・福田・深谷特定建設工事共同企業体<br>代表者 石川建設株式会社<br>代表取締役 石川 裕之 |

議案 第59号

契約の締結について

次の契約を締結するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求める。

令和5年 5月12日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

- |          |  |
|----------|--|
| 1 契約の目的  | 道の駅「明治の森・黒磯」青木ふるさと物産センター再整備<br>新築電気設備工事                                  |
| 2 契約の方法  | 条件付一般競争入札  |
| 3 契約金額   | 330,000,000円   |
| 4 契約の相手方 | 那須塩原市下厚崎97番地77<br>HITEC・前田・太田特定建設工事共同企業体<br>代表者 株式会社HITEC<br>代表取締役 蓮池 智雄 |

議案 第60号

契約の締結について

次の契約を締結するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求める。

令和5年 5月12日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

- |          |   |
|----------|---|
| 1 契約の目的  | 道の駅「明治の森・黒磯」青木ふるさと物産センター再整備<br>新築機械設備工事                               |
| 2 契約の方法  | 条件付一般競争入札   |
| 3 契約金額   | 209,000,000円  |
| 4 契約の相手方 | 那須塩原市鍋掛1086番地196<br>エルコア・九峰特定建設工事共同企業体<br>代表者 株式会社エルコア<br>代表取締役 荒牧 隆治 |

承認 第1号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和5年 5月12日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

専決処分 第7号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、那須塩原市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分する。

令和5年 3月31日

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

那須塩原市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

那須塩原市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年那須塩原市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第22条を第25条とし、第14条から第21条までを3条ずつ繰り下げる。

第13条第2項中「若しくは」を「又は」に、「必要な措置を講ずる」を「、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施する」に改め、同条を第16条とし、第12条を第14条とし、同条の次に次の1条を加える。

（業務継続計画の策定等）

第15条 事業者は、事業所ごとに、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努めなければならない。

3 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。

第11条を第13条とし、第7条から第10条までを2条ずつ繰り下げ、第6条の次に次の2条を加える。

（安全計画の策定等）

第7条 事業者は、利用者の安全の確保を図るため、事業所ごとに、当該事業所の設備の安全点検、職員、利用者等に対する事業所外での活動、取組等を含めた事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 事業者は、利用者の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護

者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

- 4 事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(自動車を運行する場合の所在の確認)

第8条 事業者は、利用者の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用者の移動のために自動車を運行するときは、利用者の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用者の所在を確実に把握することができる方法により、利用者の所在を確認しなければならない。

附則第2項を削り、附則第1項の見出しを削り、同項の項番号を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、この条例による改正後の第7条の規定の適用については、同条第1項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「周知しなければ」とあるのは「周知するよう努めなければ」とする。

承認 第2号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次とおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和5年 5月12日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

専決処分 第8号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、那須塩原市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分する。

令和5年 3月31日

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

那須塩原市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

那須塩原市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年那須塩原市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第26条を第27条とし、第16条から第25条までを1条ずつ繰り下げる。

第15条第2項中「若しくは」を「又は」に、「必要な措置を講ずる」を「、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施する」に改め、同条を第16条とする。

第14条を削り、第13条を第15条とし、第12条を第14条とする。

第11条中「設置するときは」の次に「、その行う保育に支障がない場合に限る」を加え、ただし書を削り、同条を第13条とし、第10条を第12条とし、第9条を第11条とし、第8条の次に次の2条を加える。

（安全計画の策定等）

第9条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、家庭的保育事業所等ごとに、当該家庭的保育事業所等の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた家庭的保育事業所等での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他家庭的保育事業所等における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 家庭的保育事業者等は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 家庭的保育事業者等は、定期的安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

（自動車を運行する場合の所在の確認）

第10条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のため

の移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。

- 2 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業者を除く。）は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（利用乳幼児の降車の際に限る。）を行わなければならない。

#### 附 則

##### （施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

##### （経過措置）

- 2 この条例による改正後の第10条第2項の規定の適用については、家庭的保育事業者等において利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する場合であって、当該自動車に同項に規定するブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置（以下「ブザー等」という。）を備えること及びこれを用いることにつき困難な事情があるときは、令和6年3月31日までの間、当該自動車にブザー等を備えないことができる。この場合において、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する家庭的保育事業者等は、ブザー等の設置に代わる措置を講じて利用乳幼児の所在の確認を行わなければならない。

承認 第3号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和5年 5月12日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

専決処分 第9号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、那須塩原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分する。

令和5年 3月31日

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

那須塩原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準  
を定める条例の一部を改正する条例

那須塩原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年那須塩原市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第7条を削り、第8条を第7条とし、第9条を第8条とする。

第10条第1項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条を第9条とする。

第11条第1項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条を第10条とし、第12条を第11条とし、第13条を第12条とする。

第14条中「第8条」を「第7条」に改め、同条を第13条とする。

第15条第1項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条を第14条とする。

第16条第1項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条を第15条とする。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

承認 第4号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和5年 5月12日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

専決処分 第10号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、那須塩原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業等の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分する。

令和5年 3月31日

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

那須塩原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業等の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例

那須塩原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業等の利用者負担に関する条例（平成27年那須塩原市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第3条中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

報告 第3号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和5年 5月12日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

専決処分 第3号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、令和5年度那須塩原市一般会計補正予算（第1号）を別冊のとおり専決処分する。

令和5年 3月31日

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

報告 第4号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和5年 5月12日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

専決処分 第4号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、那須塩原市税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分する。

令和5年 3月31日

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

## 那須塩原市税条例の一部を改正する条例

那須塩原市税条例（平成17年那須塩原市条例第64号）の一部を次のように改正する。

第46条中「第5号の15様式」の次に「又は第5号の15の2様式」を加え、「によって」を「により」に改める。

第48条第1項及び第5項中「第22号の4様式」の次に「又は第22号の4の2様式」を加える。

第50条第1項中「第22号の4様式」の次に「又は第22号の4の2様式」を加え、同条第2項中「においては」を「には」に改める。

第98条第1項及び第5項並びに第101条第1項中「第34号の2の5様式」の次に「又は第34号の2の5の2様式」を加える。

附則第8条第1項中「令和6年度」を「令和9年度」に改める。

附則第10条中「、第63条又は第64条」を「又は第63条」に、「、第63条若しくは第64条」を「若しくは第63条」に改める。

附則第10条の2第3項中「附則第15条第15項」を「附則第15条第14項」に改め、同条第4項中「附則第15条第22項」を「附則第15条第21項」に改め、同条第5項中「附則第15条第23項第1号」を「附則第15条第22項第1号」に改め、同条第6項中「附則第15条第23項第2号」を「附則第15条第22項第2号」に改め、同条第7項中「附則第15条第23項第3号」を「附則第15条第22項第3号」に改め、同条第8項中「附則第15条第24項第1号」を「附則第15条第23項第1号」に改め、同条第9項中「附則第15条第24項第2号」を「附則第15条第23項第2号」に改め、同条第10項中「附則第15条第26項第1号イ」を「附則第15条第25項第1号イ」に改め、同条第11項中「附則第15条第26項第1号ロ」を「附則第15条第25項第1号ロ」に改め、同条第12項中「附則第15条第26項第1号ハ」を「附則第15条第25項第1号ハ」に改め、同条第13項中「附則第15条第26項第1号ニ」を「附則第15条第25項第1号ニ」に改め、同条第14項中「附則第15条第26項第2号イ」を「附則第15条第25項第2号イ」に改め、同条第15項中「附則第15条第26項第2号ロ」を「附則第15条第25項第2号ロ」に改め、同条第16項中「附則第15条第26項第2号ハ」を「附則第15条第25項第2号ハ」に改め、

同条第17項中「附則第15条第26項第3号イ」を「附則第15条第25項第3号イ」に改め、同条第18項中「附則第15条第26項第3号ロ」を「附則第15条第25項第3号ロ」に改め、同条第19項中「附則第15条第26項第3号ハ」を「附則第15条第25項第3号ハ」に改め、同条第20項中「附則第15条第29項」を「附則第15条第28項」に改め、同条第21項中「附則第15条第33項」を「附則第15条第32項」に改め、同条第22項中「附則第15条第34項」を「附則第15条第33項」に改め、同条第23項中「附則第15条第39項」を「附則第15条第38項」に改め、同条第24項中「附則第15条第43項」を「附則第15条第42項」に改め、同条第25項中「附則第15条第44項」を「附則第15条第43項」に改め、同条第27項を削る。

附則第10条の3中第14項を第15項とし、同条第13項中「附則第7条第13項」を「附則第7条第17項」に改め、同項を同条第14項とし、同条第12項の次に次の1項を加える。

13 法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定マンションに係る同項に規定する工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第16項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類及び床面積
- (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日
- (4) 当該工事が完了した年月日
- (5) 当該工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由

附則第15条の2を削り、附則第15条の2の2を附則第15条の2とし、附則第15条の2の3を附則第15条の2の2とし、附則第15条の2の4を附則第15条の2の3とする。

附則第15条の6第3項を削る。

附則第16条第1項中「第8項」を「第4項」に改め、同条第2項中「令和2年

4月1日から令和3年3月31日まで」を「令和4年4月1日から令和8年3月31日まで」に、「令和3年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に改め、同条第3項から第6項までを削り、同条第7項中「附則第30条第7項」を「附則第30条第3項」に、「三輪以上のガソリン軽自動車」を「三輪以上の法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）」に改め、「、当該ガソリン軽自動車令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、「令和5年3月31日」を「令和8年3月31日」に、「令和5年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に、「第3項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句」を「同条第2号ア(イ)中「3,900円」とあるのは「2,000円」と、同号ア(ウ)a中「6,900円」とあるのは「3,500円」」に改め、同項を同条第3項とし、同条第8項中「附則第30条第8項」を「附則第30条第4項」に改め、「、当該ガソリン軽自動車令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、「令和5年3月31日」を「令和7年3月31日」に、「令和5年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に、「第4項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句」を「同条第2号ア(イ)中「3,900円」とあるのは「3,000円」と、同号ア(ウ)a中「6,900円」とあるのは「5,200円」」に改め、同項を同条第4項とする。

附則第16条の2第1項中「第8項」を「第4項」に改める。

附則第17条の2中「令和5年度」を「令和8年度」に改める。

#### 附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

第2条 次項に定めるものを除き、この条例による改正後の那須塩原市税条例（次条第2項において「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、令

和5年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和4年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

- 2 令和3年4月1日から令和5年3月31日までの期間（以下この項において「適用期間」という。）内に地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）附則第1条第4号に掲げる規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第64条に規定する中小事業者等（以下この項において「中小事業者等」という。）が取得（同条に規定する取得をいう。以下この項において同じ。）をした同条に規定する特例対象資産（以下この項において「特例対象資産」という。）（中小事業者等が、同条に規定するリース取引（以下この項において「リース取引」という。）に係る契約により特例対象資産を引き渡して使用させる事業を行うものが適用期間内に取得をした同条に規定する先端設備等に該当する特例対象資産を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該特例対象資産を含む。）に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第3条 令和元年10月1日から令和3年12月31日までの間に取得されたこの条例による改正前の那須塩原市税条例附則第15条の2及び第15条の6第3項に規定する三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

- 2 新条例附則第16条の規定は、令和5年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和4年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

報告 第5号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和5年 5月12日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

専決処分 第5号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、那須塩原市都市計画税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分する。

令和5年 3月31日

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

## 那須塩原市都市計画税条例の一部を改正する条例

那須塩原市都市計画税条例（平成17年那須塩原市条例第65号）の一部を次のように改正する。

附則第5項（見出しを含む。）中「附則第15条第15項」を「附則第15条第14項」に改める。

附則第6項（見出しを含む。）中「附則第15条第33項」を「附則第15条第32項」に改める。

附則第7項（見出しを含む。）中「附則第15条第39項」を「附則第15条第38項」に改める。

附則第8項（見出しを含む。）中「附則第15条第44項」を「附則第15条第43項」に改める。

附則第17項中「第10項、第14項から第18項まで、第20項、第21項、第25項、第28項、第32項から第36項まで、第39項、第40項若しくは第44項」を「第9項、第13項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第27項、第31項から第35項まで、第38項、第39項、第43項若しくは第46項」に改める。

### 附 則

#### （施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

#### （経過措置）

2 次項に定めがあるものを除き、この条例による改正後の那須塩原市都市計画税条例（以下「新条例」という。）の規定は、令和5年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和4年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

3 この条例の施行の日から地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第18号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日の前日までの間における新条例附則第17項の規定の適用については、同項中「、第43項若しくは第46項」とあるのは、「若しくは第43項」とする。

報告 第6号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和5年 5月12日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

専決処分 第6号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、那須塩原市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分する。

令和5年 3月31日

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

## 那須塩原市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

那須塩原市国民健康保険税条例（平成17年那須塩原市条例第66号）の一部を次のように改正する。

第24条中「第26条」を「第26条第1項」に改める。

第26条第2項中「その他の特例対象被保険者等であること的事实を証明する書類」を「又は雇用保険受給資格通知（同令第19条第3項に規定するものをいう。）」に改める。

附則第2項中「第23条第1項」を「第23条」に、「同項」を「同条第1項」に改める。

附則第3項、第4項、第6項から第9項まで、第12項及び第13項中「第23条第1項の」を「第23条の」に改める。

### 附 則

#### （施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

#### （適用区分）

- 2 この条例による改正後の那須塩原市国民健康保険税条例の規定は、令和5年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

報告 第7号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和5年 5月12日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

専決処分 第11号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和5年 4月20日

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

損害賠償の額の決定及び和解について

令和4年4月27日、那須塩原市〇〇地内において発生した事故による相手側車両の損傷について、市の義務に属する損害賠償の額を次のとおり定め、和解する。

- 1 損害賠償額 458,260円
- 2 和解の内容 相手側の損害額は458,260円とし、過失割合は市側が100パーセントとする。  
市は、上記損害額を相手方に支払う。  
今後いかなる事情が発生しても、本件については、双方とも異議の申立て、訴訟等を一切しない。
- 3 相手方 那須塩原市〇〇〇〇  
〇〇 〇〇

報告 第8号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和5年 5月12日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

専決処分 第12号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和5年 4月20日

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

損害賠償の額の決定及び和解について

令和4年9月25日、那須塩原市〇〇地内において発生した事故による相手側車両の損傷について、市の義務に属する損害賠償の額を次のとおり定め、和解する。

- 1 損害賠償額 225,921円
- 2 和解の内容 相手側の損害額は451,841円とし、過失割合は市側が50パーセント、相手側が50パーセントとする。  
市は、市責任額225,921円を相手方に支払う。  
今後いかなる事情が発生しても、本件については、双方とも異議の申立て、訴訟等を一切しない。
- 3 相手方 所有者：茨城県〇〇〇〇  
〇〇 〇〇  
運転者：茨城県〇〇〇〇  
〇〇 〇〇

報告 第9号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和5年 5月12日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和5年 4月20日

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

損害賠償の額の決定及び和解について

令和4年12月3日、那須塩原市〇〇地内において発生した事故による相手側車両の損傷について、市の義務に属する損害賠償の額を次のとおり定め、和解する。

- 1 損害賠償額 18,492円
- 2 和解の内容 相手側の損害額は30,820円とし、過失割合は市側が60パーセント、相手側が40パーセントとする。  
市は、市責任額18,492円を相手方に支払う。  
今後いかなる事情が発生しても、本件については、双方とも異議の申立て、訴訟等を一切しない。
- 3 相手方 那須塩原市〇〇〇〇  
〇〇 〇〇